

(財) 宿泊施設活性化機構
事務局長 伊藤 泰斗 様

不合理な規制の実例

株式会社 旅籠屋 代表取締役 甲斐 真

旅館業法・旅館業法施行令・旅館業法施行規則に基づき、各自治体で「構造設備の基準」が定められているが、その具体例として、以下に兵庫県における規則を挙げます。

兵庫県「旅館業法に係る施設の構造設備の基準等を定める規則」の別表第 1 (ホテルの基準) 添付

1. 寝室の照度 1 の 2 の (9) … 床面から 1 m の高さにおいて 200 ルクス以上
事務所並み、くつろぎの空間としては過剰な明るさ
2. 寝室の広さ 1 の 2 の (10) ア… 幅 1.4m を超える寝具 1 個あたり、8 m²以上
「ファミリーロッジ旅籠屋」の場合、家族でも泊まれるようクイーンサイズベッド(幅 1.54m)を 2 台設置しているが、有効面積で 16 m²以上が求められ、25 m²でも不足とされる場合がある。
3. ロビー面積 2 の (1) ア … 2 人用寝具設置の客室があり、定員が 51 人以上の場合、50 m²以上
「ファミリーロッジ旅籠屋」の場合、小規模のためラウンジは 30 m²前後。無駄な空間が求められる。
4. 便所手洗設備 5 の (2) … 流水式の手洗設備
手洗付ロータンクを設置すると手拭きが必要となり、かえって不衛生となる。
5. 共同用便所の位置 5 の (5) … ロビー又は食堂が設けられている場合、共同用便所は近接して設置
「ファミリーロッジ旅籠屋」の場合、食堂はなく飲食は通常客室で行われるため、1 階廊下奥に設置。

以上、1～3 はラブホテル抑制のための形態規制、3 や 5 は一定規模以上の都市型ホテル前提、4 は形式的な衛生管理を意図したものであると推察できる。以下の点で、問題あり。

- ・営業実態ではなく施設基準で規制すること自体が、ナンセンス。
- ・個室のない商人宿、レストランなどを併設した大規模な都市型ホテルを想定しており、多様な業態の宿泊施設の誕生や普及を阻害している。
- ・そもそも、民間が利用者のニーズに対応して行う事業であり、機能や仕様やサービスの内容を法令で具体的に定めるのは余計なお世話。

徳島県「食品衛生法施行条例」に基づく保健所の基準

添付

2 槽以上のシンクが求められ、蛇口もそれぞれに設置しなければならない。

「消防法施行令」第 25 条 避難器具に関する基準

添付

2 階が定員 30 人以上の場合、避難はじこなど使われる見込みのない避難器具の設置を求められる。

その他添付資料

- ・「ファミリーロッジ旅籠屋」詳細図
- ・「ファミリーロッジ旅籠屋」全店の概要と各種規制対応

以上